

佐賀県道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十一年八月十四日

佐賀県公安委員会

委員長 内 田 健

佐賀県公安委員会規則第七号

佐賀県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

佐賀県道路交通法施行細則（昭和三十五年佐賀県公安委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

第四条の六第一項第四号ハ中「判定され」を「判定された者で」に改め、同号に次のように加える。

ヘ イからホまでに掲げる者のほか、これらに規定する手帳の交付を受けている者のうち、歩行が困難であると特に認められる者

別表第一中「、二級及び三級（両下肢をショーパー関節以上で欠くものに限る。）」を「から四級までの各級」に、

移動機能	一級及び二級
移動機能	一級から四級までの各級

に

を

改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。